

(案)

令和元年度 諮問第 21 号－ 2

18 歳未満の第 2 子及び第 3 子以降の子どもの均等割軽減の継続実施について（答申）

本協議会は、令和元年 7 月 5 日に市長から標記の件について諮問を受け、令和元年 9 月 30 日に開催された第 3 回協議会において、審議を行った。

本協議会における審議内容がまとまったので、次の通り答申する。

昭島市において平成 24 年度より実施されている、独自の子育て世帯への均等割軽減措置は、対象となる世帯の保険税負担について、一定の効果を及ぼしており、評価されるものである。

過去に、国により、検討が行われた子育て世帯への保険税負担軽減措置については、国民健康保険全体の法定制度として行われる見通しが立っていない状況であり、こうしたことから、令和 2 年度及び 3 年度の 2 年間にあつては、引き続き、継続実施を図られたい。

なお、この独自軽減措置の対象世帯については、現在、特に所得に関する制限等設けられていない。近年、他の制度において様々な子育て世帯への支援策が充実してきているなか、国民健康保険として、より効果的な子育て世帯に対する支援となるよう、その実施方法については、引き続き検討を重ねられたい。

また、昭島市は、こうした独自支援策を実施する一方で、国からは計画的な赤字解消を求められている保険者でもある。財政運営の健全化を進める上で、独自支援策については保険者の方針として、しっかりと位置付け、国等に対しては、適切な説明、対応を図られたい。